

九州大学生体防御医学研究所規則

平成16年度九大規則第136号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和4年6月17日
(令和4年度九大規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、生体防御医学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(附属研究施設)

第2条 学則第14条第1項の規定により、研究所に、次の附属研究施設を置く。

高深度オミクスサイエンスセンター

システム免疫学統合研究センター

(所長)

第3条 学則第25条の規定により、研究所に、所長を置く。

(副所長)

第4条 学則第25条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2 副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

(教授会)

第5条 学則第31条の規定により、研究所に教授会を置く。

(研究拠点運営委員会)

第6条 学則第12条の3に規定する多階層生体防御システム研究拠点に共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて所長が必要と認めるものについて、その諮問に応じるため、多階層生体防御システム研究拠点運営委員会（以下「研究拠点運営委員会」という。）を置く。

2 研究拠点運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、所長が別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第124号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第74号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学生体防御医学研究所規則第7条に規定する研究拠点運営委員会は、多階層生体防御システム研究拠点に係る文部科学大臣の認定期間である平成22年4月1日から平成34年3月31日までの間存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第156号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第53号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第103号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第50号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第15号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第137号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和３年度九大規則第１７号）
この規則は、令和３年５月１日から施行する。

附 則（令和４年度九大規則第５号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。